

三重県地域防災計画

令和 7 年 3 月修正案概要

目次

- | | | |
|----------|-------------------------------------|-----------------|
| 1 | 修正のポイント | P.3~P.5 |
| 2 | ポイントごとの主な修正内容
(部・章ごとに整理) | P.7~P.16 |

1 修正のポイント

1 修正のポイント

■三重県地域防災計画とは

- 災害対策基本法の規定に基づき、三重県防災会議が策定する計画。本県の地域に係る防災に関し、県、市町、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務または業務の大綱を定めるもの。
- 毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

■計画の構成

○地震・津波対策編

<p>第1部 総則</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p>	<p>第3部 発災後対策</p>	<p>第4部 復旧・復興対策</p>
<p>第1章 計画の目的・方針 第2章 計画関係者の責務等 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害 第4章 被害想定等</p>	<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2章 安全な避難空間の確保 第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4章 緊急輸送の確保 第5章 防災体制の整備・強化 第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する 防災対応</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第2章 緊急輸送機能の確保及び 社会基盤施設等の応急復旧 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第5章 救援物資等の供給 第6章 特定災害対策 第7章 復旧に向けた対策</p>	<p>第1章 復旧・復興対策</p>

○風水害等対策編

<p>第1部 総則</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p>	<p>第3部 台風接近時等の 減災対策</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p>
<p>第1章 計画の目的・方針 第2章 計画関係者の責務等 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p>	<p>第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2章 安全な避難空間の確保 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第4章 緊急輸送の確保 第5章 防災体制の整備・強化 第6章 特定自然災害への備え</p>	<p>第1章 タイムラインに基づく 防災・減災対策 第2章 災害対策本部機能の 確保 第3章 避難誘導体制の確保 第4章 災害未然防止活動</p>	<p>第1章 災害対策本部活動の実施 第2章 緊急輸送機能の確保及び 社会基盤施設等の応急対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第4章 緊急避難対策 第5章 特定自然災害対策</p>	<p>第1章 災害対策本部活動体制 の確保 第2章 避難者支援等の活動 第3章 社会基盤施設等の復旧 ・保全 第4章 復旧に向けた対策 第5章 復旧にかかる支援措置</p>	<p>第1章 重大事故等対策 第2章 火災対策</p>

■修正の3つのポイント

令和6年度の災害対応や国等の動向をふまえ、3つのポイントにより、地震・津波対策編及び風水害等対策編を修正

ポイント1 南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

ポイント2 県の取組等をふまえた記載の追加・充実

ポイント3 法令改正をふまえた記載の追加・充実

1 修正のポイント

ポイント①

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 火災

- ▶ **ヘリコプターを活用した空中消火の実施**
- ▶ 関係機関とのヘリコプター等の**航空運用調整** (地震・津波一第3部第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急(復旧) (風水害等一第4部第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急(復旧))
- ▶ 避難所・避難路の不燃化のための**防火帯・防火壁**などによる**延焼対策**の促進 (地震・津波一第2部第2章 安全な避難空間の確保)

■ 津波

- ▶ **夜間における避難対策**の推進 (地震・津波一第2部第2章 安全な避難空間の確保)
- (風水害等一第2部第2章 安全な避難空間の確保)

■ 家屋倒壊

- ▶ **住宅の倒壊から身を守る対策 (耐震シェルターの設置など)**の推進 (地震・津波一第2部第1章 自助・共助を育む対策の推進)

■ 孤立

- ▶ **無人航空機(ドローン)による通信機器等の搬送、被害状況の把握** (地震・津波一第2部第5章 防災体制の整備・強化) (風水害等一第2部第5章 防災体制の整備・強化)
- ▶ **港湾の利用が困難な状況を想定した海上輸送体制の構築** (地震・津波一第2部第4章 緊急輸送の確保)

災害即応力の強化

■ 多様な通信手段の確保

- ▶ **衛星通信を活用したインターネット通信機器(スターリンク)**など、多様な通信手段の確保 (地震・津波一第2部第5章 防災体制の整備・強化) (風水害等一第2部第5章 防災体制の整備・強化)

■ 防災人材育成

- ▶ 災害対応の専門的な知見や**マネジメント能力を有する職員の育成** (地震・津波一第2部第5章 防災体制の整備・強化) (風水害等一第2部第5章 防災体制の整備・強化)

■ 被災地での活動に必要な環境整備

- ▶ **被災地で継続的な支援活動を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策** (地震・津波一第2部第5章 防災体制の整備・強化) (風水害等一第2部第5章 防災体制の整備・強化)

被災者支援の充実

■ 安全な避難空間の確保

- ▶ **避難所への空調設備**の導入
- ▶ 断水時に備えた**生活用水の確保**
- ▶ **衛生的なトイレ環境**の整備
- ▶ **プライバシーの確保**に必要な物資の確保
- ▶ **避難者の良好な生活環境**の確保
- ▶ 避難所運営を担う職員が使用するための避難所における**事務処理機器、通信機器、発電機等の確保** (地震・津波一第2部第2章 安全な避難空間の確保) (風水害等一第2部第2章 安全な避難空間の確保)
- ▶ **夜間における警備体制**の確保 (地震・津波一第3部第4章 避難及び被災者支援等の活動) (風水害等一第5部第2章 避難者支援等の活動)

■ 災害ボランティア活動の促進

- ▶ **災害ボランティア受入体制強化**に向けた**市町への支援** (地震・津波一第2部第1章 自助・共助を育む対策の推進) (風水害等一第2部第1章 自助・共助を育む対策の推進)

■ 福祉サービス提供体制の確保

- ▶ 応援職員として**県内外から派遣される介護職員等の受援調整業務**(人員が不足している介護施設への配置調整等)を担う**職員の人材育成** (地震・津波一第3部第4章 避難及び被災者支援等の活動) (風水害等一第4部第4章 緊急避難対策)

■ 応急仮設住宅、みなし仮設住宅

- ▶ 浸水等の**災害リスクに配慮した応急仮設住宅建設候補地**の把握 (地震・津波一第2部第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進) (風水害等一第2部第3章 風水害に強い県土づくりの推進)
- ▶ 応急仮設住宅で**ペットと同居する場合のルール**の検討 (地震・津波一第3部第7章 復旧に向けた対策) (風水害等一第5部第4章 復旧に向けた対策)

■ 被害認定調査

- ▶ **住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立**し、被災者への支援措置を早期に実施 (地震・津波一第4部第1章 復旧・復興対策) (風水害等一第5部第5章 復旧にかかる支援措置)
- ▶ **デジタル技術を活用した調査の実施**の検討 (地震・津波一第4部第1章 復旧・復興対策) (風水害等一第5部第5章 復旧にかかる支援措置)

■ 災害ケースマネジメントの実施体制

- ▶ 被災者の生活再建に向けた支援として、**災害ケースマネジメントの仕組みを整備** (地震・津波一第4部第1章 復旧・復興対策) (風水害等一第5部第5章 復旧にかかる支援措置)

1 修正のポイント

ポイント②

県の実施等をふまえた記載の追加・充実

■ 南海トラフ地震臨時情報発表時の県の対応を整理

- ▶ 令和6年8月、令和7年1月に発表された南海トラフ地震臨時情報の振り返りをふまえ、発表時の県の対応を整理

「巨大地震注意」または「巨大地震警戒」の発表を受けてから速やかに本部会議を開催することを明記

(地震・津波－第2部第6章南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応)

■ 停電・断水時における災害対策機能の整備

- ▶ 災害対策本部を設置する県本庁舎において、停電・断水が発生した状況下でも、災害対策活動を継続できるよう、**マンホールトイレ等**を整備

(地震・津波－第2部第5章防災体制の整備・強化)
(風水害等－第2部第5章防災体制の整備・強化)

■ 緊急派遣チームの市町への派遣が困難な状況下における対応

- ▶ **緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況下**において、**地方部から管内市町へ先遣隊**として職員を派遣し、**市町の対応状況を把握**

(地震・津波－第3部第1章災害対策本部機能の確保)

(風水害等－第3部第2章災害対策本部機能の確保)

■ 防災アプリ「みえ防災ナビ」の導入

- ▶ 防災アプリ「**みえ防災ナビ**」による**災害情報等の提供**

(地震・津波－第2部第5章防災体制の整備・強化)

(風水害等－第2部第5章防災体制の整備・強化)

ポイント③

法令改正をふまえた記載の追加・充実

■ 災害支援ナースの制度改正（医療法改正）

- ▶ 医療法改正により、「**災害支援ナース**」が「**災害・感染症医療業務従事者**」に**位置付け**られたことから、DMAT等と同様に、都道府県と医療機関との協定に基づき「**医療機関の業務**」として、**県からの依頼により「災害支援ナース」を被災地派遣**できるようになった。

(地震・津波－第3部第3章救助・救急及び医療・救護活動)
(風水害等－第4部第3章救助・救急及び医療・救護活動)

■ 緊急通行車両標章の事前交付（災害対策基本法施行令改正）

- ▶ 災害対策基本法施行令の改正により、**災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両**については、**災害発生前に緊急通行車両標章等の交付を受けることができる**ようになった。

(地震・津波－第2部第4章災害予防・減災対策)

(風水害等－第2部第4章緊急輸送の確保)

2 ポイントごとの主な修正内容 (部・章ごとに整理)

ポイント①

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 家屋倒壊

➤ 住宅の倒壊から身を守る対策（耐震シェルターの設置など）の推進

第2部 第1章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.67

修正前	修正後
<p>■ 県民が実施する対策</p> <p>2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。</p>	<p>■ 県民が実施する対策</p> <p>2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 自宅の耐震化や住宅の倒壊から身を守る対策（耐震シェルターの設置など）、家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。 また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。</p>

被災者支援の充実

■ 災害ボランティア活動の促進

➤ 災害ボランティア受入体制強化に向けた市町支援

第2部 第1章 第4節 第3項（地震・津波対策編）：P.78
 第2部 第1章 第4節 第3項（風水害等対策編）：P.57-58

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図るとともに、災害ボランティア受入体制強化に向けて、市町、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携を図るための支援を行う。</p>
<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>	<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、市町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を進めることによりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。</p>

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

図①

南海トラフ地震対策の強化に向けた
取組方針等をふまえた
記載の追加・充実

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 津波

▶ 夜間における避難対策の推進

第2部 第2章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.89-92

第2部 第2章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.69-70

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） （中略） （新設）</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） （中略）</p> <p>市町が指定する指定避難所において、空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。</p>
<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(4) 避難誘導対策</p> <p>県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。</p>	<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(4) 避難誘導対策</p> <p>県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。また、夜間など通常よりも避難が困難な状況においても適切に避難できるよう、夜間避難等を想定した訓練の実施を推進する。</p>

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 火災

▶ 避難所・避難路の不燃化のための防火帯・防火壁などによる延焼対策の促進

第2部 第2章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.89

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）</p> <p>公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を促進する。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） （中略）</p> <p>市町が指定する指定避難所において、空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。</p>
<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 （中略）</p> <p>また、指定後は避難路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。</p>	<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 （中略）</p> <p>また、指定後は避難路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。 あわせて、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。</p>

表①

南海トラフ地震対策の強化に向けた
取組方針等をふまえた
記載の追加・充実

被災者支援の充実

■ 安全な避難空間の確保

- 避難所への空調設備の導入
- 断水時に備えた生活水の確保
- 衛生的なトイレ環境の確保

第2部 第2章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.89-92
第2部 第2章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.69-72

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） （中略） （新設）</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部） （中略） <u>市町が指定する指定避難所において、空調設備の導入、断水時に備えた生活水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。</u></p>
<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路整備・周知</p> <p>被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。</p> <p>なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。</p>	<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路整備・周知</p> <p>被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備して、地域・住民に周知する。</p> <p>指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。<u>また、避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）に努める。</u></p>

- プライバシーの確保に必要な物資の確保
- 避難者の良好な生活環境の確保

避難所運営を担う職員が使用するための
避難所における事務処理機器、通信機器、
発電機等の確保

第2部 第2章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.89-92
第2部 第2章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.69-72

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策 （新設）</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p><u>(3) 避難者支援のための物資、資器材の確保（防災対策部）</u> <u>避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資器材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保を促進する。</u></p>
<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策 （新設）</p>	<p>■ 市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p><u>(6) 避難者支援のための資器材、物資の確保</u> <u>食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資器材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。</u> <u>また、避難所運営訓練等を通じて、資器材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。</u></p>

ポイ①
 南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

被災者支援の充実

■ 応急仮設住宅、みなし仮設住宅

➤ 浸水等の災害リスクに配慮した応急仮設住宅建設候補地の把握

第2部 第3章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.98
 第2部 第3章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.85

修正前	修正後
■市町が実施する対策 5 応急仮設住宅供給体制の整備 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。	■市町が実施する対策 5 応急仮設住宅供給体制の整備 浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

ポイ③
 法令改正をふまえた記載の追加・充実

■ 緊急通行車両標章の事前交付（災害対策基本法施行令改正）

➤ 災害対策基本法施行令の改正により、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前に緊急通行車両標章等の交付を受けることができるようになった。

第2部 第4章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.112
 第2部 第4章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P. 91

修正前	修正後
■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両（規制除外車両を含む）の事前届出 発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。	■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部) ア 緊急通行車両等の確認 緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程による「緊急通行車両等事前確認制度」に基づく確認手続きを促進する。

ポイ①
 南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 孤立

➤ 港湾の利用が困難な状況を想定した海上輸送体制の構築

第2部 第4章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.112

修正前	修正後
■県が実施する対策 4 海上輸送対策（農林水産部、県土整備部） (1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保 漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。	■県が実施する対策 4 海上輸送対策（農林水産部、県土整備部、 <u>防災対策部</u> ） (1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保 漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。 (2) <u>港湾の利用が困難な場合における輸送体制の構築</u> 港湾の利用が制限される状況も想定し、小型船舶を有する関係機関や関係団体等との連携体制の構築により、海上輸送体制の整備を推進する。

ポイント②

県の取組等をふまえた
記載の追加・充実

■ 停電・断水時における災害対策機能の整備

➤ 災害対策本部を設置する県本庁舎において、停電・断水が発生した状況下でも災害対策活動を継続できるよう、マンホールトイレ等を整備

第2部 第5章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.116
第2部 第5章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P. 95

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部 総務部）</p> <p>大規模地震時では、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p>オ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部 総務部）</p> <p><u>大規模災害時に停電・断水が発生した状況においても災害対策活動を継続できるよう、マンホールトイレや自家発電施設により稼働できる空調設備等の整備、自家発電施設の燃料等の確保対策を図る。</u></p>

災害即応力の強化

■ 被災地での活動に必要な環境整備

➤ 被災地で継続的な支援活動を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策

第2部 第5章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.116
第2部 第5章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P. 95

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実 <u>（新設）</u></p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災対本部に関する対策</p> <p>(1) 県災対本部機能等の整備・充実</p> <p><u>ク 被災地での活動に必要な環境整備（防災対策部）</u></p> <p><u>災害発生時に被災地で継続的な支援が実施できるよう、災害対応を行う職員のためのトイレや宿泊場所等の確保対策を図る。</u></p>

災害即応力の強化

■ 防災人材育成

➤ 災害対応の専門的な知見やマネジメント能力を有する職員の育成

第2部 第5章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.118
第2部 第5章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P. 97

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>4 県職員に関する対策</p> <p>(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）</p> <p>県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>4 県職員に関する対策</p> <p>(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）</p> <p>県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。<u>特に、大規模災害発生時には、県災害対策本部の初動対応を迅速に実施するとともに被災市町の災害対応を的確に支援することが重要であることから、災害対応の専門的な知見やマネジメント能力を有する職員の育成を図る。</u></p>

ポイント①

南海トラフ地震対策の強化に向けた
取組方針等をふまえた
記載の追加・充実

別添①

■ 防災アプリ「みえ防災ナビ」の導入

➤ 防災アプリ「みえ防災ナビ」による県民への迅速な災害情報等の提供

第2部 第5章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.122-123
 第2部 第5章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.102-103

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部）</p> <p>エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等による災害情報等の提供・伝達</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部）</p> <p>エ 多様なツールを活用した災害情報等の提供・伝達</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」等の多様なツールを活用し、県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。</p>

大規模地震発生時に生じる4つの被害

■ 孤立

第2部 第5章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.122-123
 第2部 第5章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.102-103

➤ 無人航空機（ドローン）による通信機器の搬送、被害状況の把握

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部）</p> <p>オ 通信手段途絶時等の体制整備</p> <p>災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応可能な体制の整備に努める。</p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備</p> <p>県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。</p> <p>また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、総務部）</p> <p>オ 通信手段途絶時等の体制整備</p> <p>災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合に備え、無人航空機等により空路から通信機器を搬送するなど、通信の復旧に向けた手段を確保する。</p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備</p> <p>県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。</p> <p>また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて航空機、無人航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。</p>

災害即応力の強化

■ 多様な通信手段の確保

第2部 第5章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.122-123
 第2部 第5章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.102-103

➤ 衛星通信を活用したインターネット通信機器（スターリンク）など、多様な通信手段の確保

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備</p> <p>エ 移動通信の活用・整備推進</p> <p>有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 県（災対本部）を対象とした対策</p> <p>(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備</p> <p>エ 多様な通信手段の確保</p> <p>有線通信の途絶時にも通信を維持するため、携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット接続サービス等の多様な通信手段を確保する。</p>

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

表②

■ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を整理

▶ 令和6年8月、令和7年1月に発表された南海トラフ地震臨時情報の振り返りをふまえ、発表時の県の対応を整理

「巨大地震注意」または「巨大地震警戒」の発表を受けてから速やかに本部会議を開催することを明記

第2部 第6章 第1節/第2節/第3節
第3項（地震・津波対策編）：P.158-159/162/168

修正前	修正後
<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（P.155）</p> <p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p> <p>各部署、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。</p> <p>なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部会議に読み替えるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 臨時庁議の開催等</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。</p> <p>参加者：知事以下各部署長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長</p> <p>内 容：津地方気象台からの状況説明</p> <p>県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認</p> <p>知事指示事項</p> <p>県民への呼びかけ 等</p> <p>報 道：公開とする。</p>	<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（P.159）</p> <p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p> <p>各部署、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や本部会議（※）への対応等が可能な体制とする。</p> <p>なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらない。</p> <p>※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」または「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合に開催する。</p> <p>（中略）</p> <p>（削除）</p>
<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策(p.157)</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策(p.163)</p> <p>■ 県が実施する対策</p> <p>（新規）</p>	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策(p.162)</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策(p.168)</p> <p>■ 県が実施する対策</p> <p>1 本部会議の開催</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）」の発表から速やかに、本部会議を開催する。</p> <p>参加者：知事以下各部署長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長</p> <p>内 容：津地方気象台からの状況説明</p> <p>県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認</p> <p>知事指示事項</p> <p>県民への呼びかけ 等</p> <p>報 道：公開とする。</p>
<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）の緊急の情報伝達等</p>	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）の緊急の情報伝達等</p>

県の取組等をふまえた記載の追加・充実

県②

■ 緊急派遣チームの市町への派遣が困難な状況下における対応

➤ 緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況下において、
 地方部から管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町の対応状況を把握

第3部 第1章 第4節 第3項（地震・津波対策編）：P.240
 第3部 第2章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.181

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊〈情報班〉、各部隊）</p> <p>(7) <u>地方部派遣チーム</u>による情報収集等（地方部〈総括班〉）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊〈情報班〉、各部隊）</p> <p>(7) <u>先遣隊</u>による情報収集等（地方部〈総括班〉）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合において、<u>緊急派遣チームの派遣を判断するための情報が不足している、派遣するいとまがない、緊急派遣チームの市町への到達が困難等の状況にあるときは、管内市町へ先遣隊として職員を派遣し、市町災害対策本部の対応状況の把握、県災害対策本部への報告を行う。</u></p>

県の取組等をふまえた記載の追加・充実

県①

■ 南海トラフ臨時辞職発表時の対応を整理

➤ ヘリコプターを活用した空中消火の実施
 ➤ 関係機関とのヘリコプター等の航空運用調整

第3部 第2章 第5節 第3項（地震・津波対策編）：P.288-289
 第4部 第2章 第5節 第3項（風水害等対策編）：P.276

修正前	修正後
<p>■ 県が実施する対策</p> <p>4 各活動の実施（総括部隊〈対策班〉）</p> <p>県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。</p> <p>① 被災状況等の調査及び情報収集活動 ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送 ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送 ④ 被災者等の救出 ⑤ 救災物資等の搬送 ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動 ⑦ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動</p>	<p>■ 県が実施する対策</p> <p><u>4 航空運用調整担当の設置（総括部隊〈対策班〉）</u></p> <p><u>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</u></p> <p><u>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊〈対策班〉）</u></p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、<u>県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</u></p> <p><u>【ヘリコプター等の活用例】</u></p> <p>① 被災状況等の調査及び情報収集活動 ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送 ③ 災害応急対策活動要員、資機材の搬送 ④ 被災者等の救出 ⑤ 救災物資等の搬送 ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動 ⑦ <u>空中消火の実施</u> ⑧ その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動</p>

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

③

法令改正をふまえた記載の追加・充実

■ 災害支援ナースの制度改正

医療法改正により、「災害支援ナース」が「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられたことから、DMAT等と同様に、都道府県と医療機関との協定に基づき「医療機関の業務」として、県からの依頼により「災害支援ナース」を被災地派遣できるようになった。

第3部 第3章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.298
 第4部 第3章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.285

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動（新設）</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(9) 災害支援ナースの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p> <p>ア 三重県災害支援ナースの派遣 被災地において、看護支援活動の必要があるときは、知事は三重県災害支援ナースを派遣する。</p> <p>イ 他自治体災害支援ナースの派遣 被害が甚大で、三重県災害支援ナースのみの対応では看護支援が不足すると想定される場合は、知事は厚生労働省へ災害支援ナースの派遣を要請する。</p> <p>ウ 災害支援ナースの活動調整 県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）において、県看護協会から派遣されたりエソソ等と連携し、災害支援ナースの活動調整を行う。 なお、災害支援ナースの派遣調整は県看護協会に委託することができる。</p>

①

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

被災者支援の充実

■ 安全な避難空間の確保

夜間における警備体制の確保

第3部 第4章 第1節 第3項（地震・津波対策編）：P.308
 第5部 第2章 第1節 第3項（風水害等対策編）：P.320-321

修正前	修正後
<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理（新設）</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営</p> <p>(4) 避難所の運営及び管理</p> <p>⑫ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。</p>

①

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

被災者支援の充実

■ 福祉サービス提供体制の確保

応援職員として県内外から派遣される介護職員等の受援調整業務（人員が不足している介護施設への配置調整等）を担う職員の人材育成

第3部 第4章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.313
 第4部 第4章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.300

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>7 介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。 調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。 また、調整本部が確実に機能するよう、訓練等を重ねるなど派遣調整等の受援調整業務を担う職員の育成を図る。</p>

被災者支援の充実

■ 応急仮設住宅、みなし仮設住宅

第3部 第7章 第2節 第3項（地震・津波対策編）：P.366
第5部 第4章 第2節 第3項（風水害等対策編）：P.374

➤ 応急仮設住宅でペットと同居する場合のルールへの検討

修正前	修正後
<p>■県が実施する対策</p> <p>救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県本部に設け、以下の対策を講じる。</p> <p>ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。</p> <p>(3)応急仮設住宅の建設（被災者対策隊<応急住宅班>） （中略）</p> <p>応急仮設住宅への入居者は市町において決定するが、要配慮者等の特別配慮を要する避難者を優先させる。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県本部に設け、以下の対策を講じる。</p> <p>ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。</p> <p>(3)応急仮設住宅の建設（被災者対策隊<応急住宅班>） （中略）</p> <p>応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。</p> <p>なお、要配慮者等の特別配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>

ポイント①

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実

被災者支援の充実

■ 災害ケースマネジメントの実施体制

第4部 第1章 第2節 第1項（地震・津波対策編）：P.381
第5部 第5章 第2節 第1項（風水害等対策編）：P.391

➤ 災害ケースマネジメントの仕組みの整備

修正前	修正後
<p>第1項 活動方針</p> <p>○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する</p> <p>○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。</p>	<p>第1項 活動方針</p> <p>○ 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。</p> <p>○ 県と市町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。</p> <p>○ <u>一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。</u></p>

被災者支援の充実

■ 被害認定調査

第4部 第1章 第2節 第2項（地震・津波対策編）：P.381
第5部 第5章 第2節 第2項（風水害等対策編）：P.391

➤ 住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、被災者への支援措置を早期に実施
➤ デジタル技術を活用した調査の実施の検討

修正前	修正後
<p>■県と市町が連携して実施する対策</p> <p>1 被災者情報の収集と対応（防災対策部） （新設）</p>	<p>■県と市町が連携して実施する対策</p> <p>1 被災者情報の収集と対応（防災対策部） <u>(2)住家被害認定調査の実施</u></p> <p>市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効果的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。</p> <p>県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、市町の住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、市町の住家被害認定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。</p>

ポイント①

南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針等をふまえた記載の追加・充実